

株式会社光学技研行動計画（第1回）

社員の働き方を見直し、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成21年1月16日～平成23年4月15日までの2年3ヶ月間

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：平成22年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望することにより取得可能な、短時間勤務制度、及び所定労働時間を超えて労働させない制度を導入する。

＜対策＞

1. 平成21年2月 小学生未満の子供を持つ社員の具体的なニーズの調査を実施し、どのような制度が望ましいかを検討する。
2. 平成22年3月 年度内に、小学校就学前の子を持つ社員が、希望することにより取得可能な短時間勤務制度、及び所定労働時間を超えて労働させない制度を実施し、かつ周知徹底のための社内広報（掲示、回覧等）を行う。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2：平成21年度、22年度の年次有給休暇の取得率を、平成19年度に対して各年度それぞれ5、10%ポイント以上の向上をはかる。

＜対策＞

1. 平成21年4月 有給奨励月を設け、5、8、翌2月にすることとする。
2. 平成21年4月 記念日等のイベント休暇を奨励し、社員の取得増加をはかる。
3. 平成21年4月 周知徹底のため、上記2項の社内広報活動（掲示、回覧等）を行う。
4. 平成22年2月 実績をフォローアップし、平成22年度の対応策を検討する。

目標3：平成21年度（4月16日～翌4月15日）、平成22年度（4月16日～翌4月15日）の一人当たり所定外労働時間を、平成19年度に対して各5、10%以上減少させる。

＜対策＞

1. 平成21年4月 部課長連絡会で、所定外労働時間の削減について協議し、管理職の意識を高める。また、これを3カ月毎に実績を報告するとともに実施する。
2. 平成21年5月 ノー残業デーを試行する。
3. 平成21年5月 周知徹底のため、上記1、2項の社内広報活動（掲示、回覧等）を行う。
4. 平成22年2月 実績をフォローアップし、平成22年度の対応策を検討する。